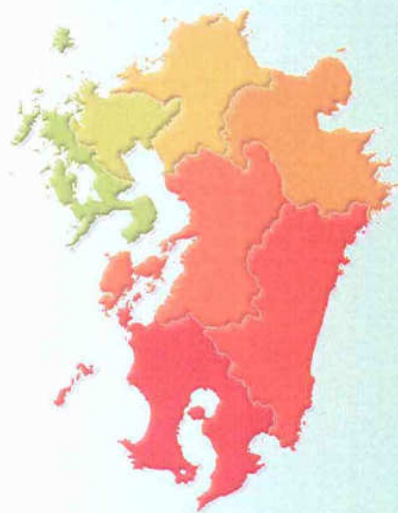




九遊商 ニュース No.3



「中古機流通制度の新たな運用方法について」

1月号の九遊商ニュースでお知らせした通り、中古機流通の運用制度が変更されます。当初の目標だった4月からの新制度運用は見送られました。3月中には新しい書式等を定め、2ヶ月程度の準備期間を経て実施に向かう予定になりました。

このたびの変更は①「中古遊技機の流通セキュリティの確保」と②「中古遊技機に対する責任の所在の明確化」が目的です。項目ごとに内容を説明します。

①流通セキュリティを確保するために

中古遊技機を事前点検(注)したあと、パチンコの場合は包装して、スロットの場合はドアを閉じて、開閉するとあとが残るセキュリティシールで封印して保管することになります。これまでは、事前点検作業

を行った翌日から取り外すまで営業に使用できていましたが、これからは使用できなくなりました。この新制度によってホール経営のどこが具体的に違ってくるのか！。

これまでの運用では、一般的な例として新台を導入してオープンしてから移動設置までの最短期間は(表1)のとおり約2週間でした。また、

チェーン店間では同日入替えも可能でした。新しい運用では(表2)のとおり通常の場合、約3週間後となります。このような期間と移動設置までの稼働日数等も考慮し、中古遊技機の新たな営業戦略が求められることとなります。

②責任の所在を明確にするために

中古遊技機を設置して営業に使用している最中に、仮に行政当局から当該遊技機の不正を指摘されたケースを想定してみます。ホール側が「中古機を販社から買って使用している。販社の責任である」と主張したとすると、販社は「すでに引き

渡しをして、営業に使用している。当方に責任はない」と反論することになるでしょう。このように責任の所在が曖昧なままでは、中古機の安全性に疑義が生じることとなります。そこで、これまでのような単なる商品の受け渡しといった感覚から大きく踏み込んだ、責任の受け渡しを行うという自覚が重要になってきます。取扱主任者は設置後の点検確認のあと、ホールの管理者にも異常がないことに同意してもらって引き渡します。このときホール

(注)事前点検とは「保証書を作成するための点検確認」のこと。





表1 ● 従来の運用方法（機械①をA店からB店に移動する場合）●

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|--------------|-----------|------------|-----------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----------------------|--------------|-----------|------------|---|---|
| 機械① A店へ納品・設置 | A店機械①警察検査 | A店開店 | 機械① 打刻書類発給申請（五営業日後発給） | | | | | | | | | | | 機械① A店から撤去 | 機械① B店へ納品・設置 | B店機械①警察検査 | B店開店 | | |
| | 承認通知書受理 | 閉店後事前点検 | | | | | | | | | | | | 機械① B店へ設置するための変更承認申請 | | 承認通知書受理 | | | |
| | | A店で機械①稼働開始 | | | | | | | | | | | | | | | B店で機械①稼働開始 | | |

管理者は書類に自筆の署名をして、それ以降はホールが責任を持つこととなります。新制度の運用に当たっては、ホール管理者は取扱主任者に

よる設置後の点検確認作業に対する監視を厳重にし、信頼できる取扱主任者に依頼することの重要性がますます高まってきました。

「速く、安く、安全な」中古機流通を守るために

新制度の要点を説明してきましたが、中古機流通が窮屈になったと感じるホール関係者もおられるのではないのでしょうか。しかし、過去のシステムと比較すると、まだまだホールの自由度は高いと思われま



表2 ● 新しい運用方法（機械①をA店からB店に移動する場合）●

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|--------------|-----------|------------|--------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---------------|-----------------------|----------------------|------------|------------|---|
| 機械① A店へ納品・設置 | A店機械①警察検査 | A店開店 | A店機械①から機械②への変更承認申請 | | | | | | | | | | | 機械① A店から撤去・保管 | 機械① 打刻書類発給申請（五営業日後発給） | 機械① B店へ設置するための変更承認申請 | 機械① 打刻書類発給 | | |
| | 承認通知書受理 | | | | | | | | | | | | | | | | 承認通知書受理 | | |
| | | A店で機械①稼働開始 | | | | | | | | | | | | | | | | B店で機械①稼働開始 | |



イントは「速く、安く、安全に」です。速さだけを追求して安全性に疑問が持たれるようでは、この制度を継続することはできません。この制度を守るためには、運用を依頼された販社と利用するホールが共に自覚し協力することが重要です。このたびの制度の変更が、このことを再認識する絶好の機会になることが期待されるところです。